



長野県訓令第1号

本庁内部部局
現地機関
労働委員会事務局

長野県職員服務規程（昭和40年長野県訓令第16号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行します。

令和8年3月30日

長野県知事 阿部 守 一

第30条第8項中「を請求」を「の請求、職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（昭和27年長野県人事委員会規則第4号）第9条の5第1項の規定による申出及び同条第2項の規定による変更を」に、「子育て部分休暇承認請求書」を「子育て部分休暇簿」に改め、同条第10項中「された」の次に「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号）第12条の4第2項に規定する1日につき2時間を超えない範囲内で請求する」を加える。

第45条中「(昭和27年長野県条例第9号)」を削る。

様式第11号の3を次のように改める。

(様式第11号の3)(第30条関係)

(第1面)

子育て部分休暇簿

申出対象期間	年度			
所 属				
職名・氏名				
請求に係る子	氏 名			
	続 柄			
	生年月日			
申 出	申出月日	申出の内容 (①又は②を記入)	※申出の内容(変更後の内容も共通) ①1日につき2時間を超えない範囲内 (第1種子育て部分休暇) ②年10日相当を超えない範囲内(第2種子育て部分休暇)	
	月 日			
変 更 (第1回目)	変更月日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	決裁
	月 日			
変 更 (第2回目)	変更月日	変更後の内容 (①又は②を記入)	変更が必要な事情	決裁
	月 日			
備 考				

- (備考) 1 請求に係る子の氏名、生年月日及び請求者との続柄を証する書類を添付すること(当該子について育児休業、育児短時間勤務又は部分休業の承認を受けたことがある場合は、添付する必要がないこと)。
- 2 第1種子育て部分休暇の承認の請求の場合は第2面、第2種子育て部分休暇の承認の請求の場合は第3面を用いること。
- 3 満12歳に達する日後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害児又は障害者について請求する場合には、障害者手帳、障害福祉サービス受給者証その他の障害の状況が分かる書類の写しを添付すること。

(第2面)

第1種子育て部分休暇の承認の請求の場合

年度

整理番号	子育て部分休暇の承認の請求をする期間			請求月日	決裁	備考
	月日	毎日／曜日等	時間			
1	月日から 月日まで		時分から 時分まで	月日		
2	月日から 月日まで		時分から 時分まで	月日		
3	月日から 月日まで		時分から 時分まで	月日		
4	月日から 月日まで		時分から 時分まで	月日		
5	月日から 月日まで		時分から 時分まで	月日		
6	月日から 月日まで		時分から 時分まで	月日		
7	月日から 月日まで		時分から 時分まで	月日		
8	月日から 月日まで		時分から 時分まで	月日		
9	月日から 月日まで		時分から 時分まで	月日		
10	月日から 月日まで		時分から 時分まで	月日		

(第3面)

第2種子育て部分休暇の承認の請求の場合

年度

第2種子育て部分休暇の時間数

時間 分

整理番号	子育て部分休暇の承認の請求をする期間		請求時間数	残時間数	請求月日	決裁	備考
	月日	時間					
1	月日から 月日まで	時分から 時分まで	時間分	時間分	月日		
2	月日から 月日まで	時分から 時分まで	時間分	時間分	月日		
3	月日から 月日まで	時分から 時分まで	時間分	時間分	月日		
4	月日から 月日まで	時分から 時分まで	時間分	時間分	月日		
5	月日から 月日まで	時分から 時分まで	時間分	時間分	月日		
6	月日から 月日まで	時分から 時分まで	時間分	時間分	月日		
7	月日から 月日まで	時分から 時分まで	時間分	時間分	月日		
8	月日から 月日まで	時分から 時分まで	時間分	時間分	月日		
9	月日から 月日まで	時分から 時分まで	時間分	時間分	月日		
10	月日から 月日まで	時分から 時分まで	時間分	時間分	月日		

様式第11号の5及び様式第13号の8中

「午前 時 分～ 時 分
午後 時 分～ 時 分」

を

「 時 分～ 時 分
時 分～ 時 分」

に、

「 午 前 | 午 後 」

を

「 | 」

に改める。

人事課

長野県教育委員会訓令第2号

県立中学校
県立高等学校
県立特別支援学校

長野県立学校職員服務規程(平成2年長野県教育委員会訓令第5号)の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行します。

令和8年3月30日

長野県教育委員会

第24条第8項中「を請求」を「の請求、職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（昭和27年長野県人事委員会規則第4号）第9条の5第1項の規定による申出及び同条第2項の規定による変更を」に、「子育て部分休暇承認請求書」を「子育て部分休暇簿」に改め、同条第10項中「された」の次に「職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号）第12条の4第2項に規定する1日につき2時間を超えない範囲内で請求する」を加える。

様式第19号の3を次のように改める。

(様式第19号の3) (第24条関係)

(第1面)

子 育 て 部 分 休 暇 簿

申出対象期間	年度			
所 属				
職 名 ・ 氏 名				
請 求 に 係 る 子	氏 名			
	続 柄			
	生 年 月 日			
申 出	申 出 月 日	申 出 の 内 容 (①又は②を記入)	※申出の内容(変更後の内容も共通) ①1日につき2時間を超えない範囲内 (第1種子育て部分休暇) ②年10日相当を超えない範囲内(第2種子育て部分休暇)	
	月 日			
変 更 (第1回目)	変 更 月 日	変 更 後 の 内 容 (①又は②を記入)	変 更 が 必 要 な 事 情	決 裁
	月 日			
変 更 (第2回目)	変 更 月 日	変 更 後 の 内 容 (①又は②を記入)	変 更 が 必 要 な 事 情	決 裁
	月 日			
備 考				

- (備考)
- 1 請求に係る子の氏名、生年月日及び請求者との続柄を証する書類を添付すること(当該子について育児休業、育児短時間勤務又は部分休業の承認を受けたことがある場合は、添付する必要がないこと。)
 - 2 第1種子育て部分休暇の承認の請求の場合は第2面、第2種子育て部分休暇の承認の請求の場合は第3面を用いること。
 - 3 満12歳に達する日後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害児又は障害者について請求する場合には、障害者手帳、障害福祉サービス受給者証その他の障害の状況が分かる書類の写しを添付すること。

(第2面)

第1種子育て部分休暇の承認の請求の場合

____年度

整理 番号	子育て部分休暇の承認の請求をする期間			請求月日	決 裁	備 考
	月 日	毎日/ 曜日等	時 間			
1	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日		
2	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日		
3	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日		
4	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日		
5	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日		
6	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日		
7	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日		
8	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日		
9	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日		
10	月 日から 月 日まで		時 分から 時 分まで	月 日		

(第3面)

第2種子育て部分休暇の承認の請求の場合

年度 _____

第2種子育て部分休暇の時間数 時間 分

整理番号	子育て部分休暇の承認の請求をする期間		請求時間数	残時間数	請求月日	決裁	備考
	月 日	時 間					
1	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日		
2	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日		
3	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日		
4	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日		
5	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日		
6	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日		
7	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日		
8	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日		
9	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日		
10	月 日から 月 日まで	時 分から 時 分まで	時間 分	時間 分	月 日		

様式第19号の5中 「

午前 時 分～ 時 分
午後 時 分～ 時 分

」 を 「

時 分～ 時 分
時 分～ 時 分

」 に、 「

午 前	午 後
-----	-----

」 を

「

--	--

」 に改める。

様式第20号中

1 前回までに承認した期間	年 月 日から 年 月 日まで	
2 今回承認した期間等	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 () 午前 時 分～ 時 分 午後 時 分～ 時 分

1 承認の区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更(第 回目)		
2 承認の内容	<input type="checkbox"/> 第1種子育て部分休暇(1日につき2時間を超えない範囲内) <input type="checkbox"/> 第2種子育て部分休暇(年10日相当を超えない範囲内)		
3 第1種子育て部分休暇の承認の期間等	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分～ 時 分 時 分～ 時 分
4 変更の理由			

に改める。

様式第28号の2中 「

午前 時 分～ 時 分
午後 時 分～ 時 分

」 を 「

時 分～ 時 分
時 分～ 時 分

」 に、 「

午 前	午 後
-----	-----

」 を

「

--	--

」に改める。

高校教育課
特別支援教育課

正 誤

令和8年1月22日付け公告「大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧」中
ページ 行(箇所) 誤

14 2 (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

正

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

産業立地・IT振興課

令和8年3月23日付け長野県規則第9号「財務規則の一部を改正する規則」中
ページ 行(箇所) 誤 正

24 下から8 令和8年3月 日 令和8年3月23日

会 計 課